

## 新人会 7月5日 事例研究会の概要

### 1. 事例

株価が額面の何十倍にもなってしまった優良な法人について、持株割合が約 45% である公益社団法人の外部株主から株式の買取依頼が来ている。この事態に税理士としてどのように対応したら良いか。

### 2. 対応策（現在下記の対応策を検討中）

イ、 公益法人との折衝により公益法人側は簿価純資産により算定した株価により売買しても良いとの回答を得た。そのためここ数年間に渡って簿価純資産を引き下げる方策を取り、その結果簿価純資産による株価は額面の 5 倍程度になった。

自己株式として公益法人から買い取る

ロ、 ある投資育成会社が独自の株価算定方式により、公益法人の持株全部を買い取っても良いとの情報があり検討した結果、その算定した株価はほぼ上記（イ）と同一と判明した。

公益法人から投資育成会社が直接買い取る

### 3. 問題点

（2）のイ、について

この株式の相続税の評価額は額面の 30 倍程度であるが、5 倍程度で自己株式を取得したとして、低廉譲受による受贈益課税はないのか。

（2）のロ、について

外部株主同士の相対取引なので、発行法人に課税問題は起きないが、45%を第三者が保有することに、発行法人の社長が不安を感じている。

### 4. その他の課税問題

上記いずれの対応策をとっても、対応策実行前後で株主の持ち分評価額が変動することになるが、株主間の贈与による課税問題は起きないのか。

### 5. その他の問題点